



三島市教育振興基本計画

三島のせせらぎのような「清らかさ」
箱根の大地のような「たくましさ」

(平成 25 年度～平成 34 年度)

豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成



平成〇〇年〇月
三島市教育委員会

スローガン

「3Y・M*」

「豊かで 行き届いた

夢のある教育を実現するまち、三島」

三島市は、これまで取り組んできた環境先進都市・食育先進都市を礎に、新たに取り組むスマートウェルネスシティとしての特性を活かしながら、「豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子ども育成」とした学校教育の基本理念のもと、一人一人の子どもに、学校と行政、家庭、地域の連携による行き届いた教育を実践します。

また、そこで学ぶすべての子どもたちに、何よりも心の教育を柱に、徳・知・体の調和のとれた教育を行うことで、生きる力を育みます。

さらに、三島市独自の環境教育、キャリア教育、食育などを通して、子どもたちの豊かな感性を伸ばし、市内を流れるせせらぎのような清らかな心を育むとともに、夢を持って国際社会などで活躍する、箱根の大地のようなたくましさを育てていきます。

*3Y・Mとは…

Yutakade (豊かで)

Yukitodoita (行き届いた)

Yumenoaru (夢のある)

教育を実現するまち、

Mishima (三島)

を略称で示したものです。

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	4
第4節 教育をめぐる制度の変化	5
第5節 教育をとりまく社会背景	7

第2章 計画の基本理念と目標

第1節 計画の理念と目標	8
第2節 計画の概要	10
第3節 施策の体系	12

第3章 基本計画

第1節 基本施策1 幼児教育の向上

基本方針1-1 幼児教育振興プログラムの推進	14
基本方針1-2 幼稚園教育の充実	17
基本方針1-3 家庭・地域との連携強化	20
基本方針1-4 特別支援教育の充実	23

第2節 基本施策2 小中学校における教育の充実

基本方針2-1 心の教育の推進	26
基本方針2-2 確かな学力の育成	32
基本方針2-3 生徒指導や特別支援教育等の充実	37
基本方針2-4 信頼される学校づくり	43
基本方針2-5 健やかな体の育成	47

第3節 基本施策3 教育環境の整備

基本方針3-1 教育施設・設備の整備	53
基本方針3-2 命を守る学校環境づくり	57

資料編

- 1 三島市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱
- 2 三島市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 3 策定経過（策定懇話会会議録）
- 4 各種アンケート結果
- 5 数値目標一覧表

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景

少子高齢化、経済・社会のグローバル化、環境問題の深刻化、高度情報社会化、価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く環境は複雑な様相を見せ、社会全体が大きな岐路に立っています。教育分野においても、いじめや不登校の増加、学ぶ意欲や体力の低下、規範意識や人間関係の希薄化、自己肯定感の低下など、様々な課題があります。

このような中、国は、平成18年12月に教育基本法*を改正し、同法第17条第2項において、地方公共団体には、その実情に応じた教育振興のための基本計画が必要であることを定めました。また、平成19年6月に教育関連三法*を改正し、その中の学校教育法の一部改正では、義務教育の目標を具体的に示しました。さらに、平成20年度に教育振興基本計画を策定し、改正教育基本法の理念を踏まえた教育の振興に関する総合的な施策の推進を図るとともに、平成20年3月に新学習指導要領*を告示しました。

また、県は、平成23年3月に静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』*づくりアクションプラン」を策定し、「自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人」「多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にすること」「社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人」の育成を基本目標に掲げ、教育現場における価値ある指針を示しました。

このような状況を鑑み、三島市教育委員会では「心の教育」を基本に、独自に推進している食育や環境教育、キャリア教育*などを盛り込み、教育活動全般を通して子どもたちの豊かな感性を育む教育施策に取り組んでいます。

三島市教育委員会としては、これからの三島市の教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に進めていくための指針とするために、三島市教育振興基本計画を策定することにしました。

本計画は、学校教育を中核としたもので、幼児・児童・生徒を対象としています。生涯学習や文化振興、スポーツ振興等の学校外で行われる子どもの教育については、連携という視点で盛り込んでいます。

教育基本法：日本国憲法の精神に基づき、日本の教育の基本的なあり方を明示した法律

教育関連三法：学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法

学習指導要領：一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、文部科学省が、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの

『有徳の人』：①自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人

②多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人

③社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

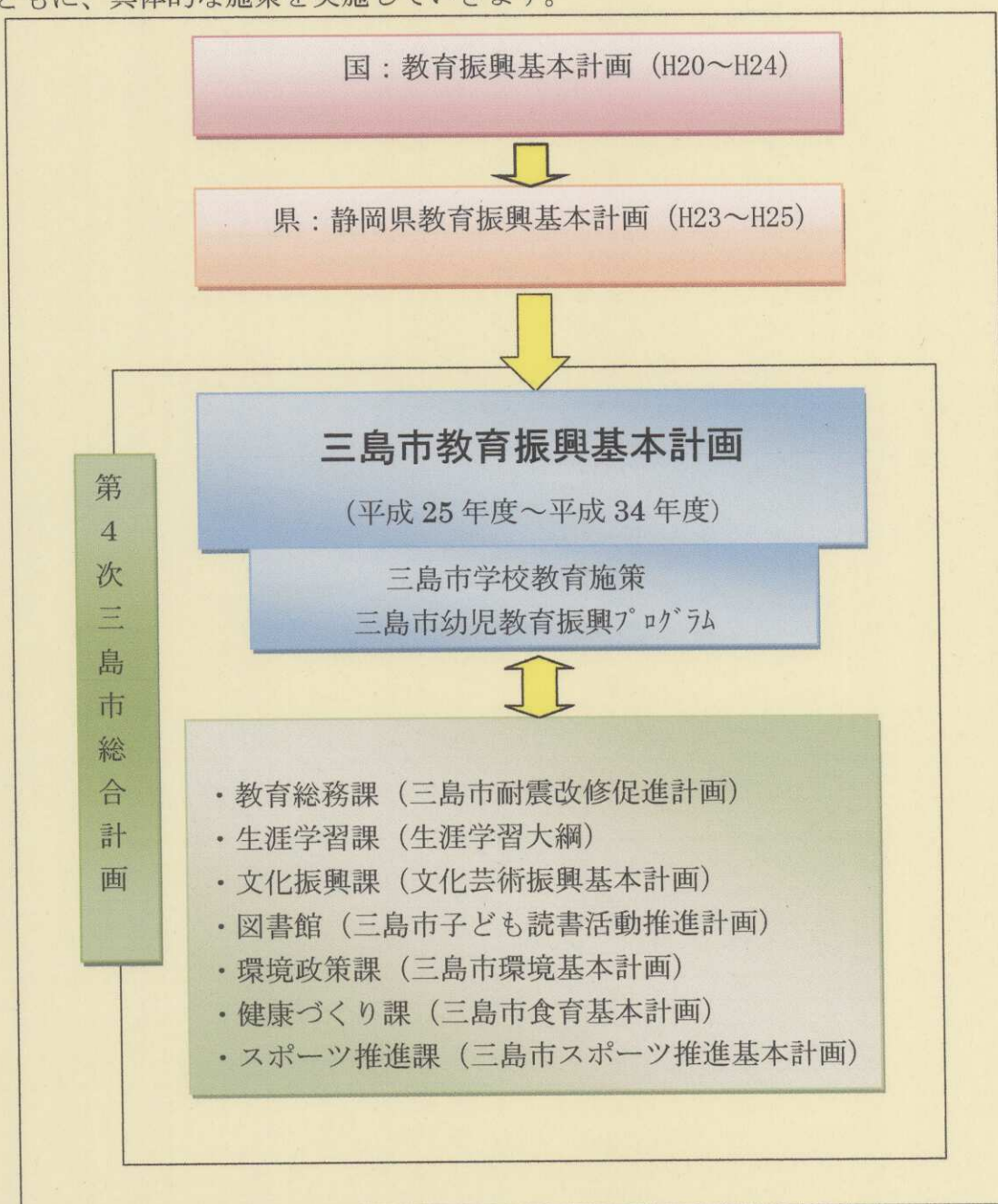
キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（注1）発達を促す教育

（注1）キャリア：人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

第2節 計画の位置づけ

三島市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて、国による教育振興基本計画と、県による静岡県教育基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」との整合性を図りつつ、第4次三島市総合計画を上位計画として、三島市の教育の振興に関する基本的な方針及び施策について策定したものです。

また、本計画を、今後の三島市の教育行政の方向性として広く市民に示すとともに、具体的な施策を実施していきます。



第3節 計画期間

本計画は、平成25年度から平成34年度までの10か年計画とします。なお、計画期間中、状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 24年度	平成 25年度	見直し →	平成 34年度
策定期間	三島市教育振興基本計画		

平成23年度～25年度
県：静岡県教育振興基本計画

平成20年度～24年度
国：教育振興基本計画

第4節 教育をめぐる制度の変化

1 教育基本法の改正（平成18年度）

平成18年12月、教育基本法が60年ぶりに改正され、新たな教育理念が示されました。その中で、教育の目的（第1条）を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と定めています。

またキーワードとして、「豊かな情操と道徳心」「公共の精神」「伝統文化の尊重」などの教育の理念や、「生涯学習社会の実現」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭、地域の連携」などの新たな内容が盛り込まれています。

また、教育の振興に関しては、地方公共団体には、その実情に応じた施策を策定し、実施することを通して、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められています。

2 学校教育法の一部改正（平成19年度）

平成19年6月、教育基本法の改正を踏まえた義務教育の目標を具体的に示すべく、学校教育法の一部改正が交付されました。

生涯にわたり学習する基盤を培うこと、そのための基礎的な知識及び技能を習得すること、さらに課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習取り組む態度を養うことなどが定められました。

3 国の教育振興基本計画（平成20年度）

平成20年度、上記の教育基本法の理念を実現すべく、教育の振興に関する総合的な施策を推進するため、その基本となる計画として、国の教育振興基本計画が定められました。

第1章（3）「教育立国」の実現に向けて

第2章（1）今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。

②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

第3章（2）今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員と

して生きる基盤を育てる

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全、安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。

4 学習指導要領の改訂（平成21年度先行実施）

平成20年3月、新しい学習指導要領が教育基本法の改正を踏まえて告示され、平成21年4月、その一部が先行実施されました。この新しい学習指導要領でも、これまでの学習指導要領で示されている「生きる力」*を育成するという理念が重視されています。

また、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育などの視点から、教育内容の改善が求められています。

生きる力：基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、知・徳・体のバランスのとれた力

第5節 教育をとりまく社会背景

1 社会情勢

現代社会は、少子・高齢や福祉、経済、環境など、社会構造が目まぐるしく変化し、教育を取り巻く課題は増大するばかりであります。

このような中、21世紀は、知識基盤社会、つまり新しい知識、情報、技術が、政治経済などあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会の時代であると言われていています。

また、環境や経済など、将来の世代まで持続可能な発展をするためには、教育が極めて重要な役割を担うことが認識されています。

2 学校に求められる課題

まず、子どもたちの教育については、子どもたちが変化の激しい社会の中で生き抜くために、いわゆる「生きる力」が必要であります。この生きる力を学校教育の中で育むためには、徳・知・体の調和のとれた教育が求められています。さらには子どもたち一人一人の個性や能力を伸ばし、自分を生かすことができる教育に関心が高まっています。

しかしながら、子どもたちは自然と触れ合ったり、外で遊んだりする機会が少なくなり、体験不足が問題になっています。そして、この体験不足等が、子どもたちの感性や学習意欲、人間関係づくりに悪影響を及ぼし、無関心や無気力、いじめなどの課題をもたらしています。

このような中、心の教育を柱とした道徳教育、食育、環境教育、キャリア教育など、体験活動を重視した教育を通して、豊かな感性と確かな学力を育み、社会の変化に対応できる国際感覚を持ったたくましい子どもの育成が求められています。

次に、学校を取り巻く環境については、学校評価を実施することによって子ども、保護者、教職員の自己評価を行い、地域の方々などの学校関係者から学校の教育方針について意見を求め、地域の中の学校として信頼できる学校づくりが求められています。

また、異校種のつながりについては、子どもたちが幼稚園から小学校、小学校から中学校へ健やかに成長するように、幼小連携、小中連携を実践していくことが求められています。

第2章 計画の基本理念・目標

第1節 計画の理念・目標

1 計画の基本理念

第4次三島市総合計画では、「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島」を将来都市像として、「学びと文化を育むまちづくり」を基本方針に掲げ、学びと文化を育み、誰もが自分らしく成長できるまちづくりをめざして、子どもから大人まで、市民の誰もがいつでもどこでも参加できる学習機会や文化・芸術・スポーツ活動の環境の充実を図っています。また、子どもの健やかな成長を見守り、すべての人が多様な文化を認め合い、支え合う地域内外の交流を促進しています。

本計画においては、基本施策の実現を図るために、「豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成」を基本理念に、「心の教育」を重要課題とし、道徳教育をはじめ三島市が独自に推進している環境教育や食育など、教育活動全般を通して子どもたちの「豊かな感性」を育むとともに、未来を担う子どもたちに「確かな学力」を育み、活力のある学校教育を実現していきます。

2 計画の目標

本計画の基本理念を実現するために、次の三つの目標を定めます。

(1) 思いやる心

「思いやる心」を具現化するために、次の子ども像を掲げます。

○人の心の痛みをわかろうとする思いやりのある子

相手の立場を尊重しながら、親切にし、いたわり、励ます生き方をするとともに、思いやりに触れたときは、それを素直に受け止め、感謝の念を抱くことができる子をめざします。

○正しい判断力を持ち、その思いに沿った行動ができる子

善悪の判断ができ、不正やいじめなどに毅然とした態度で振る舞い、正しいと信ずることを自ら積極的に実践できるよう努めることができる子をめざします。

(2) 学ぶ力

「学ぶ力」を具現化するために、次の子ども像を掲げます。

○学ぶことに意欲を持つ子

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考えるなど、知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組むことができる子をめざします。

○自分の将来の夢を描くことができる子

自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を考え、生涯にわたる自己実現を図ることができる子をめざします。

(3) 健やかな心身

「健やかな心身」を具現化するために、次の子ども像を掲げます。

○心身ともに健康で、たくましく生きる子

生涯にわたって運動をしたり、身近な健康に関する知識を身に付けたりするとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健やかな生活ができる子をめざします。

第2節 計画の概要

基本施策1：幼児教育の向上

基本方針1-1：幼児教育振興プログラムの推進

○教職員の資質向上に努め、幼児期の豊かな心を育む保育の充実を図ります。

○市立幼稚園の適正な規模や配置を検討する中で、入園を希望するすべての3歳児が幼稚園に就園できるように、私立幼稚園との連携を図っていきます。

基本方針1-2：幼稚園教育の充実

○幼児の発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させるとともに、小学校との相互理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

基本方針1-3：幼稚園と家庭・地域との連携強化

○幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえて、地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を実施し、「親と子の育ちの場」となるような役割や機能の充実を図ります。

○錦田こども園*において、保育園と幼稚園の連携した幼児教育を行っていきます。

基本方針1-4：幼稚園の特別支援教育の充実

○教職員の専門的知識の習得や保育技術の向上に努め、個別の支援を必要とする幼児の保育の充実を図ります。施設の安全面や個別指導に配慮した支援者の配置などの検討を進めます。

基本施策2：小中学校における教育の充実

基本方針2-1：心の教育の推進

○道徳教育をはじめ、環境教育、食育、キャリア教育など、教育活動全般を通して、子どもたちの豊かな感性の育成を図ります。

○少人数指導を進めるなかで、集団での指導の意義を再認識し、規範意識を高めます。

○学校環境をきれいで魅力的なものに改善し、学校の美しい環境づくりを進めるために、学校花壇や運動場の整備を推進します。

基本方針2-2：確かな学力の育成

○小学校低学年支援員*を活用し、落ち着いた学校生活の定着を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導に努め、「基礎・基本の定着」と「知識・技能を活用する力の育成」を図ります。

○子どもと向き合う教職員の時間を重視し、授業を大切にする環境づくりに努めます。

基本方針2-3：生徒指導*や特別支援教育*等の充実

○不登校や非行、特別な支援を必要とする子どもたちへの個に適した支援体制を強化します。

○不登校ゼロといじめの早期発見、解消率100%を目指します。